

# 戸開走行保護装置設置済みマークはついていますか？

エレベーター所有者・管理者のみなさまへ

## 戸開走行による死亡事故発生

平成24年10月31日 石川県金沢市内のホテルにおいてエレベーターの戸開走行による死亡事故が発生しました。

## 戸開走行による事故防止の取り組み

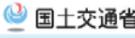
戸開走行による事故防止のための安全装置について、平成21年9月28日から新設エレベーターへの設置義務付けと既設エレベーターへの設置促進に取り組むとともに、平成24年8月から利用者への情報提供等として設置済みマークの活用推進に取り組んでいます。

## 安全装置の設置と設置済みマークの活用を

みなさんが所有・管理するエレベーターの安全性確保と利用者の安心利用促進のため、戸開走行保護装置の設置及び設置済みマークの活用に努めてください。

平成24年11月

京都府建設交通部建築指導課  
京都市都市計画局建築指導部建築審査課  
宇治市都市整備部建築指導課

<b>参考</b>	<b>エレベーター安全装置設置済みのマーク表示制度</b>	
<p>一般の利用者にとって戸開走行保護装置等が設置されているエレベーターかどうかを容易にわかるマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用を開始。</p>		
 <p><b>戸開き走行防止</b></p>		 <p><b>地震時最寄階停止</b></p>
<p><b>戸開走行保護装置</b></p> <p>駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人が挟まれること防止する装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第1号)。</p>		<p><b>地震時管制運転装置</b></p> <p>地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第2号)。</p>

設置場所	窓口・問合せ先
京都市	京都市 建築審査課 電話 075-222-3616
宇治市	宇治市 建築指導課 電話 0774-20-8794
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 乙訓土木事務所 電話 075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府 山城北土木事務所 電話 0774-62-2246
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城南土木事務所 電話 0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹土木事務所 電話 0771-62-0364
福知山市	京都府 中丹西土木事務所 電話 0773-22-5144
舞鶴市、綾部市	京都府 中丹東土木事務所 電話 0773-42-8785
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	京都府 丹後土木事務所 電話 0772-22-2703